

被控訴人「最終準備書面」の概要（東京高裁・損害賠償請求控訴事件）

本書面は、本件控訴審における控訴人らの新たな主張のうち、多少とも安全配慮義務違反の成否と関係するとして主張していると思われるものについて、被控訴人の反論を述べたものである。

1. 事実経過に関する主張に対する反論

(1) 総務部次長が理事長の個別具体的な発言内容を認識していたという事実はない

- ① 控訴人らは、総務部次長は第 2 回記者会見での理事長の発言内容を認識していたとし、これを前提として、動燃関係者が理事長の発言内容に沿うよう発言するよう指示した、また、指示がないとしても理事長の発言内容から虚偽の発言をせざるを得ない状況に追い込まれたと主張する。
- ② しかし、総務部次長が第 2 回記者会見での理事長の個別具体的な発言内容を知っていたことを示す証拠はないし、そもそも、理事長は記者会見で 2 時ビデオの本社存在の判明時期について言及していない。また、原判決が認定するとおり、動燃関係者が、総務部次長に対し、「1 月 10 日」と発言するよう指示をしたという事実はないし、これをうかがわせる証拠もない。

(2) 「1 月 10 日」発言の訂正について

- ① 控訴人らは、控訴審における広報室担当役の証言を根拠として、そもそも被控訴人は総務部次長がした「1 月 10 日」発言を訂正する予定はなかったと主張する。
- ② しかし、広報室担当役の証言は、広報室長から訂正会見や訂正コメントの発表を行う旨の指示がなかったことを証言しているにとどまり、理事や広報室長が訂正する予定であったこと自体を否定するものではない。

2. 予見可能性に関する主張に対する反論

(1) 控訴人らは、「科技庁には、真実を書いた予定答弁がファックスされていることからすれば、科技庁において、必ず、発表すると思われた。」「予定答弁が科技庁にファックスされたことを知った（総務部次長）の脳裏には、

翌日、敦賀で、なぜ虚偽発表したのかと記者に問い詰められる自分の姿が・・・浮かんだはずである」、そのことを理事や広報室長は「認識し、または認識し得たはずである。この一事をもっても、動燃の組織としての安全配慮義務違反はもはや否定しようがない。」と主張する。

- (2) しかし、科学技術庁が発表を予定していたという事実はないし、これをうかがわせる証拠もない。総務部次長が、控訴人ら主張のような認識をしていたことを示す証拠もない。理事や広報室長が、控訴人ら主張のような認識をしていたことを示す証拠もないし、これをうかがわせる証拠もない。控訴人らの主張は、具体的根拠を欠く、単なる憶測にすぎない。

3. 結果回避可能性に関する主張に対する反論

- (1) 控訴人らは、第3回記者会見終了時点以降の対応について、動燃が訂正記者会見をしていたならば、総務部次長が自殺することはなかったにもかかわらず、「善後策を講じることなく、ただ、無策のまま、事態を放置したのである。したがって、被控訴人に安全配慮義務違反があったことは明白である」と主張する。
- (2) しかし、発言の訂正ないし補充説明は、総務部次長本人がいつでも容易になし得るものであったし、理事や広報室長は、翌日1月13日午前の定例記者会見で訂正する予定であった。

総務部次長が自殺をすることを予見し得る兆候は全くなかったのであるから、第3回記者会見終了時刻（1月12日午後10時05分）から死亡時（1月13日午前5時ころ）までの深夜の短時間（約7時間）の間に「直ちに」訂正記者会見をすべきであるということにはならない。控訴人らの主張は、動燃の幹部の多くは、総務部次長が自殺するかもしれないことを十分に認識していたことを前提とするが、かかる認識をしていたという事実はないし、これをうかがわせる証拠もない。

したがって、控訴人らの主張するような、被控訴人は「無策のまま、事態を放置した」ということにはならない。

以上